

三重県身体障害者総合福祉センター自動販売機設置業務委託仕様書

本仕様書は、社会福祉法人三重県厚生事業団（以下、「当事業団」という。）が管理する、三重県身体障害者総合福祉センター内に自動販売機を設置するための業務内容を記載したものです。

1 貸付物件

所 在 地：三重県津市一身田大古曾670番地2

貸付面積：屋内 計6.00m²・屋外 2.00m²

※ 貸付面積には、2(7)ウの回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、販売品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がないか、申込前に設置場所の確認をしてください。

設置及び貸付場所・設置台数：当事業団が指示する場所（三重県身体障害者総合福祉センター館内図及び自動販売機設置場所等（別表1））とします。

2 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和60年三重県条例第1号）第3条第1項の規定に基づく指定管理における三重県の方針として、設置事業者に対し、行政財産である土地及び建物の一部を賃貸する方法により行います。販売品売上高に対する販売手数料は発生しません。

(2) 貸付・契約期間

期間は、令和8年4月1日から1年間とします。ただし、期間満了の3か月前までにどちらか一方から書面による解約の申し出がないときは、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。（令和13年3月31日までの最長5年間。）

期間の満了または、契約を解除した場合は、貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意して下さい。

(3) 貸付け料

入札により決定した金額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用は、すべて設置事業者の負担とします。

自動販売機の電気使用に係る光熱費は、設置事業者の負担とします。設置事業者において電力計量機器を設置し、当該計量機器による使用実績を基に当事業団が算出した電気料の実費を、指定期限内に指定の銀行口座へ振込にて、全額納入してください。ただし、口座振込に係る振込手数料は、設置事業者の負担とします。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、夜間等はセンサー やタイマーによる

自動点灯・消灯などの環境対策機能を可能な限り備えた機種とすること。

イ 10円玉硬貨から500円玉硬貨及び千円紙幣が使用できること。新500円玉硬貨及び新千円紙幣が使用できない場合は、その旨表示すること。

ウ 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。

(6) その他遵守事項

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を別に指定する期日までに納付すること。

イ 販売品の売上状況を、別に指定する期日までに提出すること。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、当事業団の指示に従うこと。

オ 販売品目（アルコール飲料は販売品目としない）は、清涼飲料水等の飲料とし、販売品の具体的な構成については、現在設置している自動販売機と同程度とするが、落札決定後に協議を行うこと。

カ 一般的な自動販売機の販売価格を基準として販売すること。

(7) 維持管理

ア 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を充分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 販売品補充、つり銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、販売品や自動販売機の衛生管理には充分配慮し、定期的に自動販売機の清掃等を行うこと。

ウ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、回収ボックス以外に当事業団が定める場所に保管する使用済み容器の回収も行うこと。

エ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において速やかに対応すること。

オ 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が、第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を当事業団に請求することができない。

カ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約を解除した場合には、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を当事業団に請求することができません。

3 問い合わせ先

社会福祉法人三重県厚生事業団

三重県身体障害者総合福祉センター

〒514-0113 津市一身田大古曾670番地2

担当 管理部 中村・加藤・大竹

T E L 059-231-0155

F A X 059-231-0356